

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年7月4日（令和6年（行情）諮問第770号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）答申第1001号）

事件名：「艦船と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月6日付け防官文第20764号及び令和6年3月15日付け同第5854号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書1（原処分1）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ （略）

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク （略）

##### (2) 審査請求書2（原処分2）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ (略)

キ 上記(1)キと同旨。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年10月6日付け防官文第20764号により、本件対象文書のうち、文書1について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った後、令和6年3月15日付け防官文第5854号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書5について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2(原処分)に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

(1)ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) (略)

(6) 審査請求人は「他に文書がないかを求める」としているが、本件対象文書の外に本件開示請求に係る文書は保有していない。

(7)及び(8) (略)

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 4 補充理由説明書

理由説明書においては、本件対象文書のうち、文書4の64枚目の一部については、法5条6号柱書きに該当することを理由に不開示とした。当該頁には不開示部分が2か所あり、下部の不開示部分にはメールアドレスが記載されており、法5条6号柱書きに該当するが、上部の不開示部分には特定コーナーに寄稿された内容が記載されていることから、当該部分は、

特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にした場合、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示理由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 令和7年11月5日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月4日 審議
- ⑥ 同月15日 審議
- ⑦ 令和8年1月27日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年3月9日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書以外の文書の特定、本件対象文書の不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、文書4の64枚目の一部（別表の番号25）の不開示理由に法5条1号を追加して（別表の番号25）、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 「艦船と安全」は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊司令部が毎月編集・発行をしている部内向けの文書である。

イ 本件開示請求文言にいう「防官文第16393号（2023.5.30一本本B410）」とは、特定年月日に受理された特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する先行開示決定である。

本件開示請求は、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和5年5月31日）から本件開示請求の受付日（同年8月8日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書と

して本件対象文書を特定した。

ウ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

- (2) 上記(1)イの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 法5条1号該当性について

#### ア 別表の番号1及び番号2について

標記の不開示部分は、自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- イ 別表の番号3及び番号4並びに番号5（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び内心等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法

5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、内心等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号6及び番号7並びに番号8ないし番号11（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員等の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数、特技資格及び病歴等に関する情報が記載されていることが認められる。

(ア) 標記の不開示部分（別紙の3に掲げる部分を除く。）について

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別紙の3に掲げる部分（別表の番号6ないし番号8及び番号10に掲げる不開示部分の一部）について

当該部分は、記事を寄稿した自衛隊員が自己の担当職務に関する内容を説明するものであることから、当該部分は、当該自衛隊員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

また、番号8及び番号10に掲げる不開示部分については、原処分2において法5条3号にも該当するとして不開示とされたが、当該部分には同号に該当する情報が記載されていると認められないことから、同号にも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 別表の番号12、番号13及び番号25（文書4の64枚目の一部）について

標記の不開示部分には、特定のコーナーにおいて小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢並びに寄稿内容が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに投稿した小文の内容に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、寄稿内容は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## (2) 法5条3号該当性について

### ア 別表の番号14ないし番号18並びに番号19及び番号20（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、海上自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### イ 別表の番号21及び番号22並びに番号23及び番号24（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が

国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号25に掲げる法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした部分(上記(1)エで判断した部分を除く。)には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

『艦船と安全』のうち防官文第16393号（2023.5.30—本本B410）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.5.30—本本B410）の後に作成されたもの全て。

### 2 本件対象文書

文書1 艦船と安全 2023年3月号（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）

文書2 艦船と安全 2023年5月号

文書3 艦船と安全 2023年6月号

文書4 艦船と安全 2023年7月号

文書5 艦船と安全 2023年8月号

### 3 開示すべき部分

文書1 47枚目の不開示部分の全て

文書1 49枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分

文書2 59枚目の前任伍長の【一言】の不開示部分

文書2 60枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分（写真の顔部分を除く。）

文書4 50枚目の艦長の【一言】及び前任伍長の【一言】の不開示部分  
52枚目 「前任伍長の挨拶」の不開示部分

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	1枚目、2枚目、5枚目、7枚目、10枚目ないし16枚目、19枚目、21枚目、23枚目、25枚目、27枚目ないし29枚目、36枚目、48枚目、50枚目、51枚目、53枚目、54枚目及び57枚目ないし60枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	3枚目ないし5枚目、13枚目、15枚目、17枚目ないし20枚目、22枚目、23枚目、25枚目、26枚目、30枚目、36枚目、38枚目、40枚目、42枚目、43枚目、49枚目、61枚目、63枚目、64枚目及び66枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		24枚目、60枚目、62枚目、68枚目ないし70枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 3	3枚目の写真の顔部分	
	文書 4	7枚目、9枚目、12枚目、14枚目、18枚目、20枚目、26枚目、32枚目、39枚目、51枚目、53枚目、54枚目及び56枚目ないし63枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
文書	4枚目及び5枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既		

	5	に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)	
3	文書1	5 1枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4	文書2	6 2枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書4	3枚目及び60枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
5	文書2	7枚目の9行目	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行

			に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
6	文書 1	5枚目、10枚目、12枚目、16枚目、18枚目、21枚目、25枚目、27枚目、29枚目、47枚目及び53枚目ないし57枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		19枚目の本文左欄の2行目、3行目及び8行目のそれぞれ一部	
		23枚目の本文左欄の2行目及び5行目のそれぞれ一部	
		23枚目の本文左欄の3行目及び4行目のそれぞれ全て	
		23枚目の本文右欄の12行目及び13行目のそれぞれ一部	
		24枚目の本文右欄の7行目及び8行目のそれぞれ一部	
		34枚目の本文右欄の2行目及び5行目のそれぞれ一部	
		36枚目の本文左欄の2行目及び5行目のそれぞれ一部	
		36枚目の本文左欄の3行目及び4行目のそれぞれ全て	
		49枚目の本文の一部	
7	文書 2	20枚目、24枚目、49枚目、60枚目及び65枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開
	文書 3	2枚目の一部	
	文書 4	9枚目、14枚目、20枚目、23枚目、26枚目、32枚目、33枚目、39枚目、50枚目、54枚目ないし57枚目及び59枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分	

		を除く。)	示とした。
	文書5	1枚目及び10枚目のそれぞれ一部 11枚目及び12枚目のそれぞれ全て	
8	文書2	15枚目の本文左欄の3行目、4行目及び7行目のそれぞれ一部 47枚目の本文左欄の10行目の一部 47枚目の本文左欄の11行目ないし27行目のそれぞれ全て	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書4	52枚目の「先任伍長の挨拶」の一部	
9	文書2	26枚目の本文左欄の2行目、5行目及び6行目のそれぞれ一部 26枚目の本文左欄の3行目及び4行目のそれぞれ全て 40枚目の本文左欄の2行目、3行目及び6行目のそれぞれ一部 40枚目の本文左欄の4行目及び5行目のそれぞれ全て 63枚目の本文左欄の2行目、8行目及び9行目のそれぞれ一部 63枚目の本文左欄の3行目ないし7行目のそれぞれ全て 63枚目の本文右欄の29行目の一部 63枚目の本文右欄の30行目及び31行	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推

		目のそれぞれ全て	察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		6 4 枚目の本文左欄の 1 行目ないし 1 1 行目のそれぞれ全て	
		6 4 枚目の本文左欄の 1 2 行目及び 1 9 行目のそれぞれ一部	
		6 4 枚目の本文右欄の 5 行目及び 1 5 行目のそれぞれ一部	
		6 4 枚目の本文右欄の 6 行目ないし 8 行目のそれぞれ全て	
		6 6 枚目の本文左欄 1 行目ないし 1 7 行目のそれぞれ全て	
		6 6 枚目の本文左欄の 1 8 行目の一部	
		6 6 枚目の本文右欄の 4 行目及び 1 0 行目のそれぞれ一部	
		6 6 枚目の本文右欄の 5 行目ないし 9 行目のそれぞれ全て	
		6 7 枚目の一部（本文左欄の 1 行目の全て及び 2 行目の一部を除く。）	
	文書	1 8 枚目の本文左欄の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ一部	
	4	2 4 枚目の本文右欄の 8 行目の一部	
		2 9 枚目の本文右欄の 7 行目の一部及び 8 行目の全て	
		3 0 枚目の「○ 2、3 日経過後」の一部	
1 0	文書 2	5 9 枚目の先任伍長の【一言】の部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると同時に、装備品等の性能に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力を推察され、任務の効果的な遂行に

			支障を生じさせるおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書4	1 2枚目の本文左欄の3行目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書1	5 8枚目ないし6 1枚目のそれぞれ一部(写真の顔部分を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
1 3	文	6 8枚目ないし7 1枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であ

	書 2	(写真の顔部分を除く。)	
	文 書 4	6 1 枚目ないし 6 3 枚目及び 6 5 枚目のそれぞれ一部 (写真の顔部分を除く。)	り、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 4	文 書 1	4 枚目の本文左欄の 1 行目、3 行目、5 行目及び 1 8 行目のそれぞれ一部 4 枚目の本文左欄の 4 行目の全て 7 枚目の一部 (写真の顔部分を除く。) 2 3 枚目の本文右欄 7 行目及び 1 9 行目のそれぞれ一部 2 3 枚目の本文右欄の 2 0 行目ないし 2 6 行目のそれぞれ全て 2 4 枚目の本文左欄の 1 行目ないし 1 0 行目のそれぞれ全て 3 0 枚目の本文左欄の 2 0 行目ないし 2 4 行目のそれぞれ一部 3 0 枚目の本文右欄の 4 行目、5 行目及び 1 1 行目のそれぞれ一部 3 4 枚目の本文右欄の 6 行目ないし 9 行目のそれぞれ全て 3 4 枚目の本文右欄の 1 0 行目の一部 3 6 枚目の本文右欄の 1 行目及び 2 行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文 書 2	6 枚目、9 枚目ないし 1 4 枚目、1 6 枚目、2 2 枚目、2 3 枚目、2 7 枚目、2 9 枚目ないし 3 1 枚目、3 3 枚目、3 4 枚目、3 6 枚目、3 8 枚目、3 9 枚目、4 1 枚目ないし 4 3 枚目及び 4 8 枚目のそれぞれ一部 (写真の顔部分を除く。)	
	文 書 3	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部 (写真の顔部分を除く。)	

	文書 4	5枚目、16枚目、17枚目、21枚目、 22枚目及び28枚目のそれぞれ一部	
15	文書 4	31枚目の本文左欄の23行目及び25行 目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
16	文書 3	10枚目の9行目の一部並びに10行目ないし14行目のそれぞれ全て	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 4	7枚目の本文左欄の18行目、20行目及び22行目のそれぞれ一部並びに19行目の全て	

17	文書1	4枚目の本文左欄の2行目及び20行目のそれぞれ一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		19枚目の本文左欄の12行目の一部	
		49枚目の「3 前任海曹室の紹介」の写真の全て	
	文書2	46枚目の一部	
		61枚目の「5 前任海曹室メンバーの紹介」の写真の一部	
文書4	53枚目の一部（写真の顔部分を除く。）		
18	文書4	31枚目の本文左欄の17行目の下の部分	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	文書2	26枚目の本文右欄の2行目、3行目及び9行目のそれぞれの一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これ
		26枚目の本文右欄の10行目ないし13行目のそれぞれ全て	
		40枚目の本文左欄の19行目の一部	
		40枚目の本文右欄の3行目及び6行目のそれぞれ一部	
		40枚目の本文右欄の7行目及び8行目のそれぞれ全て	
		40枚目の本文右欄の17行目、18行目、20行目及び26行目のそれぞれ一部	

		40枚目の本文右欄の21行目ないし25行目のそれぞれ全て	を公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		63枚目の寄稿文の表題の一部	
		63枚目の本文左欄の12行目、14行目及び15行目のそれぞれ一部	
		63枚目の本文右欄1行目ないし7行目のそれぞれ全て	
		63枚目の本文右欄の10行目ないし27行目のそれぞれ全て	
		64枚目の本文左欄の14行目、16行目、22行目、24行目及び26行目のそれぞれ一部	
		64枚目の本文左欄の15行目の全て	
		64枚目の本文右欄の2行目の一部及び3行目の全て	
		66枚目の本文右欄の15行目、16行目、20行目及び21行目のそれぞれ一部	
		66枚目の本文右欄の22行目ないし26行目のそれぞれ全て	
		67枚目の本文左欄の1行目の全て及び2行目の一部	
	文書4	18枚目の「1 事故の概要」及び「2 事故の教訓」のそれぞれ一部	
		24枚目の一部（本文右欄の8行目の一部を除く。）	
		29枚目の一部（本文右欄の7行目の一部及び8行目の全てを除く。）	
		30枚目の一部（「○ 2、3日経過後」の一部を除く。）	
20	文書2	7枚目の11行目	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の
		15枚目の本文右欄の13行目及び15行目のそれぞれ一部	
		15枚目の本文右欄の14行目の全て	
		15枚目の本文右欄の18行目及び20行目のそれぞれ一部	
		15枚目の本文右欄の19行目の全て	
		47枚目の本文右欄の4行目及び11行目のそれぞれ一部	

		4 7 枚目の本文右欄の 5 行目ないし 1 0 行目のそれぞれ全て	編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	5 2 枚目の「先任海曹室紹介」の一部	
2 1	文書 1	9 枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		3 0 枚目の本文左欄の 2 6 行目及び 3 3 行目のそれぞれ一部	
		3 0 枚目の本文左欄の 2 7 行目ないし 3 2 行目のそれぞれ全て	
	文書 2	5 8 枚目の一部	
	文書 3	5 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部	
2 2	文書 3	1 0 枚目の 1 行目ないし 4 行目のそれぞれ全て	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること
	文書 4	7 枚目の本文右欄の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ一部	

			から、法5条3号に該当するため不開示とした。
23	文書2	59枚目の一部（前任伍長の一言の部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると同時に、装備品等の性能に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力を推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
24	文書4	12枚目の一部（写真の顔部分及び本文左欄の3行目を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると同時に、自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ

			いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
25	文書1	62枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。  ※文書4の64枚目の一部につき、法5条1号の不開示理由を追加（本文第3の4）
	文書2	75枚目の一部	
	文書3	26枚目の一部	
	文書4	64枚目の一部 69枚目の一部	

※当審査会事務局において整理した。